

● 重度障がい者医療に係る所得制限

重度障がい者、その配偶者及び扶養義務者について所得制限を設けており、前年(1月から9月までの間に受ける重度障がい者医療費については、前々年)に一定以上の所得があったときは対象となりません。

◆ 3歳～15歳 児童手当準拠 (単位：万円)

扶養親族の数	所得額
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

◆ 15歳以降 特別障害者手当準拠 (単位：万円)

扶養親族の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0人	360.4	628.7
1人	398.4	653.6
2人	436.4	674.9
3人	474.4	696.2
4人	512.4	717.5
5人	550.4	738.8